

東ト協

都議会3党に 27年度特別要望

東京都トラック協会(大高一夫会長)は9月2日、平成27年度「東京都に対する要望書」を都議会自民・公明・民主各党に提出した。要望書は特に駐車規制の強化により、日常の集配業務に支障を来す状態が続いていることから、営業用トラックに対する規制緩和や配慮を強く訴えた。また、燃料価格の高騰・高止まりによる燃料費増大が事業経営を大きく圧迫する中、軽油引取税・旧暫定税率の撤廃など高騰対策を求めるとともに、過重な自動車関係諸税や高速道路料金の負担軽減などを要望した。

集配車の駐車規制緩和を 15、20分程度の駐車対象外に

都に対する特別要望事項は、物流事業者に対する駐車規制の緩和や燃料高騰対策・旧暫定税率の撤廃など11項目に加え、運輸事業振興助成交付金の適正な交付額措置の合計12項目。
あわせて自動車関係諸税の簡素化・軽減など税制改正関連5項目と、高速道路料金さらなる引き下げや燃料高騰に対する補助制度創設など予算副会長があいさつ。安全・

環境対策などの推進に当たっては「その原資の交付金が支えられている」とし、適正な交付額措置をはじめ協会事業への支援を要請した。
また燃料高騰問題について、「経営の非常な負担となっており、いわば走れば走るほど赤字」の状態、物流活動に支障を来し深刻な影響が出るおそれがあると指摘。
業界では燃料サーチャージ導入や燃料の共同購入など対策に取り組んでいるが、「これら自助努力

自動車関係諸税の軽減を

駐車場所が全く不足している状況の中で、厳しい取り締まりが行われているため、東ト協の調査では「10分以内で8割が取り締まりを受けている」と深刻な実態を訴えた。
その上で、現実に即して「荷物を届けるのに最低限必要と考えられる15、20分程度の(駐車)を認めるとし、合理的な駐車規制とすること」を要望。
駐車監視員ガイドラインの見直しとあわせ、規制緩和区間の拡大やトラック用パーキングメーターの増設などを求めた。

も限界。中小企業対策の一環として軽油引取税・旧暫定税率の廃止、もしくはトリガー条項を復活し、価格引き下げを実現してほしい」と訴えた。
中型免許問題では、18(要望事項は2面)。

歳で取得可能な新免許区分(総重量3.5ト以上7.5ト未満)の導入実現に向け、早期の法改正と施行を求めた。
このほか、業界における女性活用への取り組みに対する支援や東京港の混雑対策などを要請した(要望事項は2面)。

党・大阪選挙区、西村明宏衆議院議員(復興副大臣兼任、自民党・宮城3区)が就任。
大臣政務官はうえの賢一郎衆議院議員(自民党・滋賀2区)、大塚高司衆議院議員(自民党・近畿比例代表、青木一彦衆議院議員(自民党・島根選挙区)の各氏。

紙面あんない
27年度東京都に対する要望事項
エコタイや等補助の2次公募
今年度第1回運管試験問題 4・5
東ト協、運輸安全委員会開催
東京都総合防災訓練に参加
7 6 3 2
古紙パルプ含有率80%再生紙を使用

運行記録計義務付け
7ト以上に拡大
新車 27年4月
使用過程車 29年4月

国土交通省は、運行記録計の車両総重量7ト以上8ト未満(最大積載量4ト以上5ト未満)への装着義務付け対象の拡大に関して、新車は平成27年4月1日から、使用過程車は29年4月1日からとする方針だ。
現行、車両総重量8ト以上に義務付けられているが、安全対策の強化の一環として7ト以上まで拡大するもの。
当初の方針では、使用過程車は28年4月以降、順次義務付ける予定としていたが、運行記録計の普及実態などを踏まえ、29年4月からとすることにした。

旧暫定税率廃止 課税停止措置を

燃料価格の高止まりが続く中、東ト協では道路整備の推進を目的とした特定財源として上乗せ課税されているもの。この道路整備特定財源が一般財源化されたため、全ト協ではかねて、課税根拠が失われたとして廃止を要望してきた。
この旧暫定税率は、民主党政権交代時のマニフェストに廃止を掲げたが、厳しい財政事情を理由に廃止を見送り(当分の間に廃止を見送り)として維持、価格高騰時の緊急措置として一定以上に価格が上昇した場合、旧暫定税率の課税を停止する措置(トリ

軽油価格引き下げへ 広く署名活動に協力を

旧暫定税率が廃止または課税停止されれば、軽油価格の引き下げにつながるため、全日本トラック協会が燃料高騰対策として、その実現に向けて

軽油引取税	32.1円/ℓ
旧暫定税率	17.1円/ℓ
本則税率	15円/ℓ

廃止、課税停止を要望
止措置の発動に該当する緊急事態にある。
このため全ト協は、かねてからの要望通り旧暫定税率の廃止を求めるとともに、課税停止措置の凍結解除・発動を強く訴えるため、10万人を目標に署名活動を全国的に展開し、トック運送事業者やその従業員・家族、さらに広く一般にも理解を求め、賛同署名への協力を呼びかけている。
※今回の署名活動に関する詳細は、全ト協・東ト協のホームページをご覧ください。

9月21、30日 秋の全国交通安全運動
東ト協 街頭活動統一実施日 9月24日

このための貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正省令について、パブリックコメント(意見募集)を実施中。提出期限は10月1日。改正省令は10月に公布予定。



都議会自民党

都議会公明党

都議会民主党



東京都に対する特別要望

平成27年度 東ト協

【特別要望事項】

1. 公共輸送機関として都民生活を支えている東京都トラック協会会員の事業の発展・向上を図りたい

2. 物流事業者に対する駐車規制の緩和について

・東ト協の駐車アンケート調査では、10分以内の駐車場で8割が取り締まりを受けている。安心して仕事ができるように、新宿区や都心3区などエリアを限ってでも駐車規制もしくはガイドライン運用の見直しを促したい

・駐車禁止について業務車両特に緑ナンバートラックは除外とされたい。また荷降ろし用駐車スペースは、トラック優先でなく専用とされたい

・駐車禁止場所の時間帯による解放や、15〜20分程度の駐車許可証(許可期間1〜2か月)の発行など、現実的な対応を促したい

3. 燃料高騰対策、旧暫定税率の撤廃について

・軽油引取税・旧暫定税率17円10銭の廃止について、トラック業界だけの対策とせず、中小企業対策の一環として、税制改正の最重要課題として取り組まれない

・震災対策も確保され、復興特別法人税が廃止された中で、トリガー条項の復活を強く要望する

・燃料価格高騰により、トラック運送事業者は事業存続の危機にあり、トラック運送事業者が活用しやすい補助制度を創設されたい

4. 公共事業の運送業務入札について

・国や自治体の入札では法令遵守運賃以外の入札は除外するような制度とされたい。また品質確保法を運送業務入札に導入されたい

5. 今後の高速道路料金設定について

・各種割引および大口・多頻度割引の最大割引率50%を継続・拡充されたい。また消費税率10%時は料金据置きとされたい

・首都高速道路の契約者単位割引、車両単位割引、会社間乗り継ぎ割引などを28年3月以降も特別割引制度として残されたい。また料金体系の見直しに際しては、現行料金を上回ることがないようにされたい

6. 新免許制度について

・普通免許からの追加取得は、講習時間をできるだけ短くするなど取得しやすくしていただきたい

7. 人手不足対策について

・特に大型運転者の不足が深刻になると考えられるため(免許取得などを職業訓練の中に取り入れ、補助制度を創設されたい。また中型免許取得などの教習所費用に關して、補助・助成措置を講

公共性高いトラック輸送維持・確保へ支援措置を

・震災対策も確保され、復興特別法人税が廃止された中で、トリガー条項の復活を強く要望する

・燃料価格高騰により、トラック運送事業者は事業存続の危機にあり、トラック運送事業者が活用しやすい補助制度を創設されたい

・国や自治体の入札では法令遵守運賃以外の入札は除外するような制度とされたい。また品質確保法を運送業務入札に導入されたい

・各種割引および大口・多頻度割引の最大割引率50%を継続・拡充されたい。また消費税率10%時は料金据置きとされたい

・首都高速道路の契約者単位割引、車両単位割引、会社間乗り継ぎ割引などを28年3月以降も特別割引制度として残されたい。また料金体系の見直しに際しては、現行料金を上回ることがないようにされたい

・普通免許からの追加取得は、講習時間をできるだけ短くするなど取得しやすくしていただきたい

・特に大型運転者の不足が深刻になると考えられるため(免許取得などを職業訓練の中に取り入れ、補助制度を創設されたい。また中型免許取得などの教習所費用に關して、補助・助成措置を講

27年度 税制改正・予算に関する要望

【税制改正関連】

1. 自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現

(1) 一般財源化により課税根拠を失った軽油引取税について旧暫定税率の廃止、少なくとも燃料価格高騰時における旧暫定税率の課税停止措置の発動

(2) 自動車税における営自格差見直し反対

(3) 自動車取得税廃止の代替となる新たな負担反対

(4) 自動車重量税の道路特定財源化

2. 法人実効税率引き下げに伴う代替財源に係る中小企業への負担増大に反対

3. トラック協会が運営する地域防災・災害対策関連施設等について、固定資産税の軽減措置の適用

4. 税制上における中小企業の範囲を資本金3億円まで拡大

5. 優遇措置の延長及び拡充

(1) ASV(先進安全自動車)技術を搭載したトラックに対する自動車重量税・自動車取得税の特例措置の延長及び拡充

(2) 自動車重量税・自動車取得税のエコカー減税の延長及び拡充

(3) 低公害車の燃料等供給設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の延長及び拡充

(4) 協同組合等における貸倒引当金の特例措置の延長及び拡充

【予算関連】

1. 高速道路料金のさらなる引き下げ

(1) 大口・多頻度割引の継続

(2) 長距離事業者が利用しやすい深夜割引の拡充

(3) 営業車特別割引の創設

(4) コーポレートカード利用の平日朝夕割引における大口・多頻度割引への適用

(5) 本四高速における割引制度の拡充

2. 燃料価格高騰に対する補助制度の創設

3. 北海道〜本州間のフェリー等利用に対する補助・助成の創設

4. 環境対策及び省エネ対策のための助成

(1) 天然ガストラックの普及に係る補助①天然ガス供給施設の設置に対する補助の創設、②天然ガストラックに対する補助の継続及び拡充、③大型天然ガストラック輸送モデル事業に対する補助の継続及び拡充

(2) 先進環境対応型ディーゼルトラックへの代替補助の継続及び拡充

(3) EMS(エコドライブ管理システム)機器等省エネ運転に資する装置に対する補助の継続及び拡充

(4) 軽油インタンク新設及び改修に対する補助の創設

5. 交通安全対策のための助成

(1) ASV関連機器の導入に対する補助の継続及び拡充

(2) 運行記録計、ドライブレコーダー等運行管理支援機器の導入に対する補助の継続及び拡充

(3) 初任運転者等運転者教育の充実に対する補助の創設

「子供と高齢者」

事故防止を重点に

秋の全国交通安全運動

平成26年秋の全国交通安全運動が、9月21日から30日までの10日間にわたって行われる。「交通事故ゼロ」を目指す日は9月30日。運動の基本は「子供と高齢者の交通事故防止」。

全国共通の運動の重点は、①「夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止(特に、反射材用品等の着用の推進及び自転車前照灯の点灯の徹底)」②「全ての座席のシートベルトとチャイルドシート」の正しい着用徹底③「飲酒運転の根絶」の3点。また東京都独自の地域重点は「二輪車の交通事故防止」。

東ト協では、運動期間中の9月24日を街頭指導活動の「統一実施日」に設定し、各支部ができるだけ歩調を合わせて街頭活動を行い、交通安全を呼びかける。

秋の全国交通安全運動

事故防止を重点に

平成26年秋の全国交通安全運動が、9月21日から30日までの10日間にわたって行われる。「交通事故ゼロ」を目指す日は9月30日。運動の基本は「子供と高齢者の交通事故防止」。

全国共通の運動の重点は、①「夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止(特に、反射材用品等の着用の推進及び自転車前照灯の点灯の徹底)」②「全ての座席のシートベルトとチャイルドシート」の正しい着用徹底③「飲酒運転の根絶」の3点。また東京都独自の地域重点は「二輪車の交通事故防止」。

東ト協では、運動期間中の9月24日を街頭指導活動の「統一実施日」に設定し、各支部ができるだけ歩調を合わせて街頭活動を行い、交通安全を呼びかける。



警視庁ポスター

トラック事業実施細目

東運支局

26年秋の全国交通安全運動実施細目(トラック事業)を策定し、安全運行の確保などを徹底するよう求めている。

「事業用自動車等の安全運行の確保」

(1) 次の事項に重点を置いて安全運行の徹底を図ること。

① 運転者の体調急変に伴う事故を防止するため、「事業用自動車の運転者の健康マニユアル」に基づき、運転者の疾病等の状況、医薬品の服用状況など健康状態を把握するとともに、異常が認められた場合には運転者を交替させるなど、適切な運行管理を徹底

② 過労運転を防止するため、適切な運行指示書

平成26年7月末現在の都内全域の交通事故発生件数(本年累計)は2万1,369件で、前年同期比2,720件減少し、死者数は82人で同8人の減少となった。「違反別」表の下段「注」参照)発生件数(本年累計)は1,956件で前年同期比36件減少し、死者数は19人で同5人の増加となった。

事故類型別では、右左折時の車両相互事故が239件で前年同期比7件増で、死者数は5人だった。違反別では、安全不確認による関与事故が538件で、前年同期比40件の大幅な増加となっている。

違反別 営業用トラック関与の交通事故 (平成26年7月末)(本年累計件数)

	安全不確認	前方不注意	交差点安全進行	歩行者妨害	一時不停止	ハンドル無視	信号無視	徐行違反	右左折	その他	計
大型	1	88	83	20	10	0	13	6	0	1	55
関与事故件数	92	84	23	10	0	13	6	0	1	90	319
(前年比)	-1	+13	-2	+8	+0	-4	+0	+0	+0	+0	+14
中型	1	157	160	53	26	1	30	12	0	2	103
関与事故件数	165	162	65	26	1	30	13	1	2	219	684
(前年比)	-23	-11	-25	+3	-3	+1	-1	+0	+2	-7	-64
普通	1	272	143	121	18	3	32	15	0	0	98
関与事故件数	281	143	136	18	3	32	16	0	0	324	953
(前年比)	+64	-21	-19	-6	-8	-4	-8	-1	-2	+3	+14
合計	1	517	386	194	54	4	75	33	0	3	256
関与事故件数	538	389	224	54	4	75	35	1	3	633	1,956
(前年比)	+40	-19	-46	+5	-11	-7	-7	-1	+0	-4	-36
死者数	0	2	1	0	3	0	0	0	0	0	7
大型貨物車(1当)	1	5	2	0	0	0	1	0	0	0	11
中型貨物車(1当)	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
普通貨物車(1当)	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1

注: 営業用貨物車の関与事故件数とは、第1または第2当事者のどちらか一方が営業用貨物車であった事故の件数をいう。ただし、第1および第2当事者がともに営業用貨物車であった事故は件数を1件とする。
※表中の(前年比)は、関与事故件数のもの。

トラック事故速報 死亡事故

問い合わせ先: 東京都トラック協会 運行管理課 ☎03-3359-3618

交差点右左折時は、横断歩道手前で必ず一時停止し、指差し呼称による左右の安全確認を徹底すること!!

日時: 8月18日(月) 13時15分頃発生

場所: 大田区内(東邦医大通り<都道>)

当事者: 事業用中型貨物車(60歳代男性) × 歩行者(女性64歳 死亡)

状況:

概要: 事業用中型貨物車は、池上通り方向から東邦医大通り方向に進行し、信号機のある交差点を蒲田方向へ右折する際、横断歩道を横断中の歩行者と衝突したものの。

深夜の高速道路では、注意力が低下しがちなため、漫然運転・脇見運転は厳禁!!

日時: 8月22日(金) 3時20分頃発生

場所: 青梅市内(圏央道<外回り>)

当事者: ①事業用大型貨物車 × ②事業用大型貨物車(50歳代男性)

状況:

概要: ①事業用大型貨物車は、圏央道外回りを八王子JCT方向から青梅IC方向に進行する際、車両故障のために追越し車線上で停止していた②事業用大型貨物車に未発見のまま追突したものの。

の作成や、長距離運転または夜間の運転に従事する際の乗務時間の遵守などの運行管理を徹底

③ 歩行者及び自転車利用者(特に子供と高齢者)の安全に配慮

④ 飲酒運転の根絶のため、運転者に対する適切な指導監督を実施するとともに、点呼時に酒気帯びの確認を行う際のアルコール検知器の使用を徹底し、厳正な点呼の実施を徹底

⑤ 夕暮れ時における自

⑥ 追突事故防止対策の強化。また交差点右左折時における巻き込みによる事故を防止するため、一時停止および安全確認を徹底

⑦ 自立的、自主的に安全に関する法令を遵守することができるとともに、運行管理体制の整備・充実など安全運行を徹底

⑧ 基準緩和車両の運行に係る制限外積載許可、特殊車両通行許可の取得および当該許可に示された条件違反の禁止を徹底

⑨ 踏切事故を防止するため、踏切通行時における安全確保を徹底

(2) 輸送の安全が最優先であるという意識を事業者内部で浸透させ、経営トップから現場まで組織が一体となって輸送の安全性の向上に努めること。

「青だけど車は私を見てるかな!」

国交省・経産省エネ庁連携事業

エコタイヤ・革新的省エネ機器導入補助

2次公募 9月26日まで

国土交通省は、経済産業省資源エネルギー庁との連携事業による、平成26年度「省エネルギー型ロジスティクス等推進事業費補助金(省エネルギー型陸上輸送実証事業)」の第2次公募を行っている。



補助申請の受付期間は9月26日まで(当日消印有効)。申請合計額が予算額に達し次第、終了。補助内容は、具体的には一定の要件を満たした①エコタイヤの導入経費の一部補助(補助率2分の1)、②革新的省エネ機器(外部給電式冷凍・冷蔵システム機器)の導入経費の一部補助(補助率2分の1)。

公募対象者は①貨物自動車運送事業者、②第二種貨物利用運送事業者

関運局 グリーン経営認証取得講習会 10月6日開催

関東運輸局は10月6日、自動車運送事業者(トラック・バス・タクシー)を対象にしたグリーン経営認証取得講習会を開催する。交通エコロジ・モビリティ財団との共催。単に制度の概要説明にとどまらず、具体的な認証取得方法を中心に説明する。

【問い合わせ・申し込み先】 関東運輸局交通環境部環境課 045-211-7267 FAX045-211-7270

安全運行の確保に向けて、重点的に指導を行う12項目は次の通り。①子供と高齢者の交通

事故の防止、⑨「WEB版ヒヤリハット集」を活用した安全意識の高揚、⑩健康起因事故の防止、⑪過労運転の防止、⑫「危険ドラッグ」の根絶。

2083人受験 平成26年度第1回運行管理者試験(貨物)が8月24日、全国53会場で行われ、東京会場(東京都市大塚・世田谷キャンパス)では受験申請者2323人のうち

2083人が受験し、受験率は89.7%だった(正答率は6%)。合格発表は9月22日午前9時から、運行管理者試験センターのホームページに掲載する。また、受験者本人に「試験結果通知書」を郵送する。

③リース事業者(省エネ機器のみ)。エコタイヤ導入については、①②いずれかのトラック事業者(貨物軽事業者を除く)で、従業員300人以下、または資本金3億円以下の事業者が対象。執行団体はパシフィックコンサルタンツ(パシコン)〒163-6018新宿区西新宿6の8の8新宿区西新宿6の8の8

全日本トラック協会は、このほど、平成26年秋の全国交通安全運動(9月21〜30日)の実施計画を策定し、効果的に運動を実施するよう呼びかけている。

安全運行の確保に向けて、重点的に指導を行う12項目は次の通り。①子供と高齢者の交通

事故の防止、⑨「WEB版ヒヤリハット集」を活用した安全意識の高揚、⑩健康起因事故の防止、⑪過労運転の防止、⑫「危険ドラッグ」の根絶。

2083人受験 平成26年度第1回運行管理者試験(貨物)が8月24日、全国53会場で行われ、東京会場(東京都市大塚・世田谷キャンパス)では受験申請者2323人のうち

2083人が受験し、受験率は89.7%だった(正答率は6%)。合格発表は9月22日午前9時から、運行管理者試験センターのホームページに掲載する。また、受験者本人に「試験結果通知書」を郵送する。

運輸 点描

深刻化するトラックドライバー不足に、荷主企業も危機感を強めている。景気回復の一方で、燃料価格の高騰などから廃業に追い込まれる運送業者が増え、車両調達も困難になっていることも追い討ちをかけている。自助努力の限界を超え、物流サービスの有償化に踏み切るところも現れた。BCP(事業継続計画)対応の一環として、鉄道などへのモーダルシフトにも拍車がかかっている。

ドライバー不足に荷主も危機感

住宅資材などの製造・販売を手がける積水化学工業の環境・ライフレインカンパニーは、8月下旬から一部製品の物流サービスに有償化すると発表した。パイプ類や継手、保温材、雨どいなどの製品を対象に、クレーン付きトラックの指定や小口出荷、積載率が30%以下の出荷について、運賃・料金を有償化する。また車両の稼働率を上げるため、定期エリア配送便を設定し納期を調整する。

物流サービスを有償化 モーダルシフトに拍車

BCP対策としても こうした事態に直面し、荷主のモーダルシフトに拍車がかかっている。これまでの環境対策から一歩踏み込み、モーダルシフトをBCP対策の1つとする考え方も出てきている。味の素は昨年、幹線輸送のモーダルシフト率を飛躍的に高める「スーパーグリーンロジスティクス構想」を推進している。

秋の交通安全 運動実施計画

全日本トラック協会は、このほど、平成26年秋の全国交通安全運動(9月21〜30日)の実施計画を策定し、効果的に運動を実施するよう呼びかけている。

2083人受験 平成26年度第1回運行管理者試験

2083人が受験し、受験率は89.7%だった(正答率は6%)。合格発表は9月22日午前9時から、運行管理者試験センターのホームページに掲載する。また、受験者本人に「試験結果通知書」を郵送する。

Advertisement for YAZAKI Drive Recorder. Text: カメラは見ていた。その瞬間を! YAZAKI ドライブレコーダー を付けてみませんか? 世田谷サービス株式会社

Table with 6 columns (問1-問6) and 6 rows of test questions and answers. (試験問題は4・5面)

平成26年度 第1回 運行管理者試験問題

貨物 平成26年8月24日実施
<ul style="list-style-type: none"> ・問題は、1ページから30ページまでの30問です。 ・答を記入の際は、各問題の設問の指示に従い、解答して下さい。 ・なお、設問の各々の数と異なる数数の解答をしたもの、及び複数の解答を求める問題で一部不正解のもの、は正解としません。
※問題文は原文のまま掲載しています。正答は3面に掲載
1.貨物自動車運送事業法関係
<p>問1 貨物自動車運送事業法に定める一般貨物自動車運送事業者の輸送の安全についての次の文中、A、B、C、Dに入るべき字句を下の枠内の上記選択枝(1～8)から選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。</p> <p>2. 事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないア、荷役その他の事業用自動車の運転に附帯する作業の状況等に応じて必要となる員数の運転者及びその他の従業員の確保、事業用自動車の運転者があるＢ又は睡眠のために利用することができる施設を整備、事業用自動車の運転者の適当なＣの設定その他事業用自動車の運転者を行うＤするための必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4. 労働時間及び乗務時間 2. 数 3. 休息 4. 拘束時間及び労働時間 5. 安全運転を確保 6. 休憩 7. 種類 8. 過労運転を防止</p>

問2 次の記述のうち、一般貨物自動車運送事業者の運行管理者が行わなければならない業務として正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 異常気象その他の理由により輸送の安全の確保に支障を生ずるおそれがあるときは、乗務員に対する適切な指示その他輸送の安全を確保するために必要な措置を講ずること。

2. 法令の規定により、運転者に対して点呼を行い、報告を求め、確認を行い、及び指示を与え、並びに記録し、及びその記録を保存し、並びに国土交通大臣が告示で定めるアルコール検知器を備置すること。

3. 法令の規定により、従業員に対して、効果的かつ適切な指導及び監督を行った後、輸送の安全に関する基本的な方針の策定その他の国土交通大臣が告示で定める措置を講ずること。

問3 次の記述のうち、貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者が遵守しなければならない事項として誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 運転者は、疾病、疲労その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがあるときは、その旨を貨物自動車運送事業者に申し出ること。

2. 運転者は、道路運送車両法第47条の第2項及び第2項の規定による点検(日常点検)を実施し、又はその確認をすること。

3. 運転者は、乗務を開始しようとするとき、乗務前及び乗務後の点呼のいずれも対面(輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所において、点呼を行う場合にあつては、国土交通大臣が定められた機器による方法を含む。)で行うことができ、乗務の途中及び乗務終了の時点では、法令に規定する点呼を受け、貨物自動車運送事業者が所定の事項について報告をすること。

4. 乗務を終了した他の運転者と交替するときは、交替する運転者に対し、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況について通告をすること。

この場合において、交替して乗務する運転者は、当該通告を受け、当該事業用自動車の制動装置、走行装置その他の重要な装置の機能について点検の必要性があることを認められる場合は、これを点検すること。

問4 貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者を対する点呼に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 点呼は、運行管理者と運転者が対面で行うとして認められ、運行上やむを得ない場合は電話その他の方法によりとも認められているが、営業所と離れた場所にある当該営業所の車庫から乗務を開始する運転者については、運行上やむを得ない場合に該当しないことから、電話による点呼を行うことはできない。

2. 点呼については、一般貨物自動車運送事業者が委任する運行管理者の業務を補助させるための者(以下「補助者」という。)に行わせることができる。

運行管理者は、補助者に対し、営業所において行う点呼の一部又はそのすべてを補助者に指示した場合は、当該点呼の実施状況について当該補助者から報告を受けなければならない。

3. 乗務後の点呼は、対面(運行上やむを得ない場合は電話その他の方法)により行い、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況並びに他の運転者と交替した場合にあつては、交替した運転者に対して行った法令の規定による通告についての報告を求め、及び酒気帯びの有無について確認を行わなければならない。

4. 点呼において酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を自視等を確認するほか、当該運転者の属する営業所に備えられた国土交通大臣が告示で定めるアルコール検知器を用い行わなければならない。

問5 次の自動車事件に関する記述のうち、一般貨物自動車運送事業者が自動車事故報告規則に基づき(国土交通大臣の報告を要しないものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 事業用自動車が発行中、右カーブを曲りきれず、当該事業用自動車から道路から1メートルの畑に転落したとき。

2. 事業用自動車が発行中、横断歩道より道路を横断していた歩行者に接触した事故を起し、当該歩道者に10日間の医師の治療を要する傷害を生じさせたもの。

3. 事業用自動車が発行中、突然ホイール・ボルトが折損して左後車輪が脱落し、当該車輪がフェールに脱落したとき。

4. 事業用自動車が発行中、交差点において乗用車と出会う際の衝突事故を起したとき。

双方の運転者は共に軽傷であったが、当該事業用自動車の運転者が当該事故を警察官に報告された際、その運転者が道路交通法に規定する酒気帯び運転をしていたことが発覚したもの。

問6 一般貨物自動車運送事業者(以下「事業者」という。)が事業用自動車の運行の安全を確保するために乗務員に対して行う指導及び監督に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 事業者は、乗務員に対して事業用自動車の故障等により路内内で運行不能となったときは、速やかに当該事業用自動車を路切らる移動させるように指導し、当該事業用自動車の移動が困難と判断したとき、又は、事故が接近してきたときは、路切支障報知装置を動作させる等適切な防護措置をとるよう指導すること。

2. 事業者は、大型自動車運転免許の交差(右左折する場合又は、事業用自動車の直進、直進、直進、直進、内側を通ること等。)及び制動アプを進行する場合に後輪が前輪より内側を通ること等。)及び制動距離等他の車両と異なることを確認すること。

3. 事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、当該一般貨物自動車運送事業に係る主な道路の状況その他の事業用自動車の運行に関する状況、その状況の下において事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転の技術及び法令に基づき自動車の運転に関して遵守すべき事項について、運転者に対する適切な指導及び監督をしなければならない。この場合においては、その日時、場所及び内容並びに指導及び監督を行った者及び受けた者を記録し、かつ、その記録を営業所に3年間保存しなければならない。

4. 事業者は、過飽満診断(高血圧運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したもの)を行って運転者が65日連続した以後1年以内に1回受診させ、その後3年以内ごとに1回受診させること。

問7 一般貨物自動車運送事業者(以下「事業者」という。)の過労運転の防止等に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 事業者は、乗務員の身体に保有するアルコールの程度が、道路交通法施行令第44条の3(アルコールの程度)に規定する呼気中のアルコール濃度1リットルにつき0.15ミリグラム以上であるかを問わず、酒気を帯びた状態であれば当該乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。

2. 事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。

3. 事業者は、乗務前及び乗務後の点呼のいずれも対面(輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所において、点呼を行う場合にあつては、国土交通大臣が定められた機器による方法を含む。)で行うことができ、ない乗務を含む運行中に、所定の事項を記載した運行指示書を作成し、これにより事業用自動車運転者に対し適切な指示を行うとともに、当該運行指示書に基づき運行している間は、これを当該事業用自動車の運行を管理する営業所に備置しなければならない。

4. 事業者は、事業計画に従い業務を行うに必要員数の事業用自動車の運転者(以下「運転者」という。)を常時委任しおかななければならない。この場合、委任する運転者は、日々雇入れられる者、2ヵ月以内の期間を定めて使用される者又は試用期間中の者(14日を超えて引き続き使用されるに至つては除く。)であつてはならない。

問8 一般貨物自動車運送事業の事業用自動車(以下「事業用自動車」という。)の運行に係る記録等に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 一般貨物自動車運送事業者(以下「事業者」という。)は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、事故の発生日等所定の事項を「事故の記録」に記録し、その記録を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において3年間保存しなければならない。

2. 事業者は、車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上の普通自動車である事業用自動車に運転者を乗務させた場合にあつては、当該乗務を行った運転者とともに貨物の積載状況を「乗務等の記録」に記録させ、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。

3. 事業者は、車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上の普通自動車である事業用自動車に係る運送物の業務について、当該事業用自動車の制動距離、走行距離及び運行時間を運行記録簿により記録し、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。

4. 事業者は、法令の規定により運行指示書を作成した場合には、当該運行指示書、法令を計した日から1年間保存しなければならない。

2.道路運送車両法関係

問9 自動車の登録等に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 登録自動車の所有者は、自動車の用途を廃止したときは、その事由があった日から15日以内に、永く抹消登録の申請をしなければならない。

2. 臨時運行許可を受けたい自動車を運行の用に供する場合には、臨時運行許可番号標及びこれに記載された番号を見やすいように表示し、かつ、臨時運行許可証を備え付けなければならない。また、当該臨時運行許可証の有効期間が満了したときは、その日から15日以内に、当該臨時運行許可証及び臨時運行許可番号標を行政庁に返納しなければならない。

3. 登録自動車の所有者の住所に変更があったときは、所有者は、その事由があった日から15日以内に、国土交通大臣の行う登録簿の申請をしなければならない。

4. 自動車の所有者は、当該自動車の本体の位置に変更があったときは、道路運送車両法で定める場合を除き、その事由があった日から15日以内に、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない。

問10 自動車の点検整備等に関する次のア、イ、ウ、エの文中、A、B、C、Dに入るべき字句として正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

ア. 自動車の点呼は、自動車の点検し、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を道路運送車両の**□**Aに適合するように維持しなければならない。

イ. 自動車運送事業の用に供する自動車の使用者又は当該自動車を運行する者は、1日1回、その運行の開始前において、国土交通令で定める技術上の基準により、灯火装置の点検、**□**Bの作動その他の日常的に点検すべき事項について、目視等により自動車を点検しなければならない。

ウ. 自動車運送事業の用に供する自動車の使用者は、**□**Cごとに国土交通令等が定める技術上の基準により、自動車を点検しなければならない。

エ. 自動車運送事業の用に供する自動車の日常点検の結果に基づき、**□**Dが行わなければならない。

A 1. 点検基準 2. 保安基準
B 1. 動力伝達装置 2. 制動装置
C 1. 3ヵ月 2. 6ヵ月
D 1. 運行管理者 2. 整備管理者

問11 自動車の検査等に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 自動車の表示起算日は検査標章には、当該自動車の自動車検査簿の有効期間の起算日と記載されている。

2. 初め自動車検査簿の交付を受け、その検査簿の重量7,950キログラ

ムの貨物の運送の用に供する自動車については、当該自動車検査簿の有効期間は1年である。

3. 自動車の使用者は、自動車検査簿の記載事項について変更があったときは、法令で定める乗車を除き、その事由があつた日から15日以内に、当該事項の変更について、国土交通大臣が行う自動車検査簿の記入を受けなければならない。

4. 自動車運送事業の用に供する自動車の自動車検査簿は、当該自動車又は当該自動車に配置されている営業所に備え付けなければ、運行の用に供してはならない。

問12 道路運送車両法の保安基準及びその細目を定める告示についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 自動車に備えなければならない後视镜は、取付部付近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上2メートル以上のものは、当該部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を緩和する構造でなければならない。

2. 自動車の前面ガラス及び側面ガラス(告示で定める部分を除く。)は、フィルムが貼付付けられた場合、当該フィルムが両り付けられた状態においても、透明であり、かつ、運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分における可視光線の透過率が70%以上であることが確保できるものでなければならない。

3. 非常点滅表示灯は、盗難、車内における事故その他の緊急事態が発生していることを表示するための灯火として作動する場合には、点滅回数の基準に適合しない構造とすることができる。

4. 停止表示器材は、夜間200メートルの距離から走行用前照灯で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できるものであることなど告示で定める基準に適合するものでなければならない。

3.道路交通法関係

問13 道路交通法令に定める信号機の信号の意味等に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 交差点において信号機の背面板の下部等に下図の左折することができ旨の表示が設置された信号機の黄色の灯火又は赤色の灯火の信号の意味は、それぞれ信号より停止位置をこえて進行してはならないこととされている車両に対し、その車両が左折することができることを含むものとする。

2. 車両等は、信号機の表示する信号の種類が赤色の灯火のときは、停止位置をこえて進行してはならない。ただし、交差点において既に左折している車両等は、そのまま進行することができる。

3. 交差点において既に右折している車両等(多歩行帯道路等通行原動機付自転車及び軽車両を除く。)は、信号機の表示する信号の種類が赤色の灯火に変わったとき、そのまま進行することができる。この場合において、当該車両等は、青色の灯火により進行することができることとされている車両等は優先して進行することができる。

4. 車両は、信号機が表示する信号の種類が青色の灯火の矢印のときは、黄色の灯火又は赤色の灯火の信号にかかわらず、矢印の方向に進行することができる。この場合において、交差点において右折する多歩行帯道路等通行原動機付自転車及び軽車両は、直進する多歩行帯道路等通行原動機付自転車及び軽車両とみなす。

問14 交差点等における通行方法に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 車両等(優先道路を通行している車両等を除く。)は、交通整理の行われていない交差点に入ろうとする場合において、交差道路が優先道路であるとき、又はその通行している道路の幅員より交差道路の幅員が明らかに広いものであるときは、その前方に出る前に必ず一時停止しなければならない。

2. 車両等は、横断歩道等に接近する場合には、当該横断歩道等を通ずる際に、当該横断歩道等によりその道路の前方を横断しようとする歩行者等がないことが明らかでなければならず、当該横断歩道の直前(道路標識等による停止線が設けられているときは、その停止線直前)で停止することができるよう速度で進行しなければならない。この場合において、横断歩道等によりその道路の前方を横断し、又は横断しようとする歩行者等があるときは、当該横断歩道等の直前一時停止し、かつ、その進行を妨げないようにしなければならない。

3. 車両は、左折するときは、その直前からできる限り道路の左側端に沿って、歩行者等の進行を妨げないように速やかに進行しなければならない。

4. 交通整理が行われている交差点に入ろうとする車両等は、その通行しようとする道路の前方の車両等の状況により、交差点に入つた場合には当該交差点内で待機することとなり、必ず交差道路における車両等の通行の妨害となるおそれがあるときは、徐行しなければならない。

問15 道路交通法に定める過労運転に係る車両の使用者に対する告示について、次のA、B、C、Dに入るべき字句として正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

車両の運転者が道路交通法第66条(過労運転等の禁止)の規定に違反して過労により**□**Aができ、なおそれがある状態で車両を運転する行為(以下「過労運転」という。)を当該車両の使用者(当該車両の運転者であるものを除く。)の業務に関してした場合において、当該過労運転に係る**□**Bが当該車両につき過労運転を防止するため必要な**□**Cを行っているとき認められないときは、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会が、当該車両の使用者に対し、過労運転が行われることのない運転者に対し指導し又は助言することその他過労運転を防止するため**□**Dのことを指示することができる。

	A	B	C	D	E
	1. 始業時刻	2. 運転開始時刻	3. 1日当たりの労働時間	4. 2週間当たりの労働時間	5. 1週間当たりの労働時間

(1) 運転時間は、2日(**□**A)から起算して48時間をいう。平均1日当たり **□**B、2週間で平均1週間当たり **□**C を超えないものとする。

(2) 1日の運転時間の計算に当たっては、特定の日を起算日として2日ごとに戻り、その2日間の平均とすることが望ましいが、特定日の最大運転時間が改善基準に違反するかどうかは、次によって判断すること。特定日の運転時間をA、特定日の前日の運転時間をB、特定日の翌日の運転時間をCとすると、

特 定 日 の 前 日	特 定 日	特 定 日 の 翌 日
← 運転時間 b	← 運転時間 a	← 運転時間 c
A	B	C

A 1. 始業時刻 2. 運転開始時刻
B 1. 8時間 2. 9時間
C 1. 1,40時間 2. 44時間
D 1. かつ 2. 又は

問16 車両等の運転者の遵守事項に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 道路の左側部分に設けられた安全地帯の側方を通過する場合において、当該安全地帯を歩行者がいるときは、一時停止して、歩行者の進行を妨げないようにしなければならない。

2. 自動車を運転する場合においては、当該自動車の運転又は停止にかかわらず携帯電話装置、自動車電話装置その他の無線通信装置(その全部又は一部を手で保持しなければならない発信及び受信のいずれも行うことができないものに限る。)を通话(傷病者の救護等のため当該自動車の走行中に緊急やむを得ずに行うものを除く。)のために使用してはならない。

3. 安全を確認しないで、ドアを開き、又は車両等から降りないようにし、及びその車両等に乗車しない他の者に対する行為により交通の危険を生じさせないようするため必要な措置を講じなければならない。

4. 車両等の運転者は、高齢の歩行者等での通行に支障のあるものと同様に歩行し、一時停止し、又は徐行して、その通行を妨げないようにしなければならない。

問17 大型貨物自動車(貨物の積載制限(出発地の警察署長が許可した場合を除く。))及び過積載(車両に積載をする積載物の重量が法令による制限に係る重量を超える場合における当該積載、以下同じ。)に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 自動車の使用者は、その者の業務に関し、運転者に対し、道路交通法第57条(乗車又は積載の制限等)第1項の規定に違反して政令で定める積載物の重量、大きさ又は積載の方法の制限を超えて積載をして運転することを重要し、又は自動車の運転者からの行為を許すことを容認してはならない。

2. 警察署長は、荷主が自動車の運転者に対し、過積載をして自動車を運転することを要求するようい違反行為を行った場合においては、当該荷主が当該違反行為を反復して行うおそれがあると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、当該自動車の使用者に対し、当該違反行為に係る運送の引き受けをしてはならない旨を命ずることができる。

3. 過積載をしている自動車の運転者に対し、警察官から過積載とならないようにするため必要な応急の措置命令がされた場合において、当該命令に係る自動車の使用者(当該自動車の運転者であるものを除く。)が当該自動車に係る過積載を防止するために必要な運行の管理を行っていないとき、当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会、当該自動車の使用者に対し、自動車を運転者に運送させる場合にあらかじめ自動車の積載物の重量を確認することを運転者に指導し又は助言することその他自動車に係る過積載を防止するため必要な措置をとることを指示することができる。

4. 積載物の高さは、3.8メートル(公安委員会が道路又は交通の状況により支障がないと認め一定するものについては3.8メートル)以上4.1メートルを超えない範囲内において公安委員会が定める高さ)からその自動車の積載をする場所の高さを減じたものを超えてはならない。

4.労働基準法関係

問18 労働基準法が定める次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 使用者は、労働者に対して、毎週少なくとも1回の休日を与之えなければならない。ただし、この規定は、4週間を労働し4日以上休日を与之え使用者については適用しない。

2. 出高払制その他の賃金計算に使用する労働者については、使用者は、労働時間にかかわらず一定額の賃金の保障をしなければならない。

3. 使用者は、その雇入れの日から起算して6ヵ月間継続勤務を労働日の8割以上出勤した労働者に対して、継続し、又は法定した10労働日の有給休暇を与之えなければならない。ただし、労働基準法第39条第3項に規定する1週間の所定労働日数が相当程度少ない労働者等を除く。

4. 使用者は、当該事業場に、労働者の過半数を組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数を組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の書面による協定をし、これを行行政庁に届け出た場合においては、法定労働時間又は法定休日に関する規定にかかわらず、その協定で定めるところによって労働時間を延長し、又は休日労働をさせることができる。ただし、法令で定める上限に特有な有害な業務の労働時間の延長は、1日以内で2時間を超えてはならない。

問19 労働基準法に定める賃金等についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 平均賃金は、これを算定すべき事柄の発生した日以前3ヵ月間におけるその労働者に対し支払われた賃金の総額と、その期間の所定労働日数で除した金額をいう。ただし、その金額は、法令で定めるところと計算した金額を下つてはならない。

2. 就業規則で労働者に対して減給の制裁を定める場合においては、その減給は、1回の賃金の平均賃金の10分の半額を超え、総額が一賃金支払期における賃金の総額の1日分を超えてはならない。

3. 使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。この明示された労働条件が事実と相違する場合においては、労働者は、即時に労働契約を解除することができる。

4. 使用者が、午後10時から午前5時まで(厚生労働大臣が規定した定めであると認められる場合においては、その定めるときは期間については午後11時から午前6時まで)の間において労働させようとするときは、その期間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の2割以上の上の率で計算した割増賃金を支払なければならない。

問20 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(以下「改善基準」という。)等に関する貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の運転時間に関する次の文中、A、B、C、Dに入るべき字句として、正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

(1) 運転時間は、2日(**□**A)から起算して48時間をいう。平均1日当たり **□**B、2週間で平均1週間当たり **□**C を超えないものとする。

(2) 1日の運転時間の計算に当たっては、特定の日を起算日として2日ごとに戻り、その2日間の平均とすることが望ましいが、特定日の最大運転時間が改善基準に違反するかどうかは、次によって判断すること。特定日の運転時間をA、特定日の前日の運転時間をB、特定日の翌日の運転時間をCとすると、

特 定 日 の 前 日	特 定 日	特 定 日 の 翌 日
← 運転時間 b	← 運転時間 a	← 運転時間 c
A	B	C

A 1. 始業時刻 2. 運転開始時刻
B 1. 8時間 2. 9時間
C 1. 1,40時間 2. 44時間
D 1. かつ 2. 又は

問21 貨物自動車運送事業の「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(以下「改善基準」という。)の定めに関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。ただし、1人乗務で、フェリーには乗船せず、また、隔日勤務には就いていない場合とする。

1. 使用者は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者(以下「トラック運転者」という。)の休息期間については、当該「トラック運転者の住所所在地における休息期間がそれ以外の場所における休息期間より長くなるよう努めるものとする。

2. 労使両者は、時間外労働協定においてトラック運転者に係る一定期間についての延長時間について協定するに当たっては、当該一定期間は、2週間及び1ヵ月以上6ヵ月以内一定の期間とするとする。

3. 使用者は、トラック運転者の休息期間については、勤務終了後、継続して時間以上の休息期間を与之えなければならない。ただし、業務の必要上、勤務の終了後継続8時間以上の休息期間を与えることが困難な場合は、厚生労働省労働基準局長の定めることによることができる。

4. 使用者は、トラック運転者に労働基準法第35条の休日労働させざる場合は、当該労働させる休日は2週間以内で1回を越えないものとし、当該休日の労働によって改善基準第4条第1項に定める拘束

時間及び最大拘束時間の限度を超えないものとする。

問22 下表は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の1日間の勤務状況の例を示したものであるが、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に基づき1日の拘束時間の延長に関する労使協定」があるものとする。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1年間
拘束時間	295	278	298	321	245	272	285	292	320				

東ト協 運輸安全委員会

「本部事故防止大会」

今後のあり方検討へ小委員会

東京都トラック協会運輸安全委員会(江森東委員長)は9月3日、東ト総合会館で平成26年度第2回委員会を開催。秋の全国交通安全運動について、警視庁交通部や東京運輸支局の担当官から説明を受けるとともに、「本部事故防止大会」の在り方検討小委員会」設置などを承認した。

江森委員長は冒頭あいさつで、「今年の会員第一当死亡事故が既に6件と、昨年1年間と同じ数字になっており、非常に危惧している」と強い懸念を示した上で、「年末まで事故ゼロで乗り切つていかねばならない」と取り組み強化を訴えた。

議事では、懸案の本部事故防止大会の今後のあり方について、小委員会を設置して具体的な検討を進めることを決めた。小委員会はロジスティクス研究会や青年部会員の特別委員を含めて12人で構成。委員長には運輸安全委の中村克敏副委員長が就任した。今後のあり方については、これからの検討で、事業者だけの大会から、都民参加型や、対外的にアピールする外部発信型の大会に転換する方向で見直すことになっている。

この方針に基づき、来年2月の今年度大会や来年度以降の大会のあり方について、小委員会ですべて具体的に検討する。なお、運輸安全委の終了後、第1回小委員会を開催した。



秋の全国交通安全運動については、9月24日を街頭指導活動の「統一実施日」とし、できるだけ歩調を合わせて取り組むことを確認した。

このほか、警視庁主催の今年度セミナー「ドライバー・コンテストや運転者講習事業の実施要領、初任運転者特別講習の開催日程などについて説明・報告した。

なお、議事終了後、関東交通共済協同組合の岡崎好孝専務理事が、同組合における交通安全活動に関して説明した。

警視庁 交通事故抑止へ 運転者の意識調査

警視庁交通部は、東ト協会事業者のトラック運転者を対象に、安全運転に関する意識調査(アンケート調査)を実施する。交通事故防止のう、

貨物自動車関与の事故が約半数を占め、憂慮すべき状況にあることから、今後の事故抑止に役立てるため実施するもの。質問内容は、これまでの交通違反履歴の内容や、交通事故防止のために気を付けている事項など。

秋の交通安全運動 事故防止の徹底を

委員会では、警視庁交通部交通総務課の山下憲一交通安全組織係長が、最近の貨物自動車の事故発生状況について説明。都内における貨物車の死亡事故が7月末現在、前年同期より10件多い46件で、このうち事業用貨物車は24件で2件多く、半数強を占めていると注視を求めた。

秋の交通安全運動 事故防止の徹底を

この後、秋の交通安全運動の実施細目について説明し、運転者の健康状態の確認の徹底や、過労運転防止のための乗務時間遵守など、安全運行の徹底を求めた。

寄附

東京都トラック交通遺児等助成財団に次の方から寄附がありました。

◆黒沼運送(黒沼共栄・黒沼支部長)

協会日誌

〔8月16日〕

18日 正副会長会▽理事会▽物流経営士課程修了認定会議

19日 グリーン・エコプロジェクトセミナー(22日)▽運行管理者試験事務局事前説明会

21日 港、葛飾各支部の正副支部長など支部長部とそれぞれ大高会長および支部長副会長との意見交換会

海上コンテナ専門部会業務委員会▽同東京

新会員

◆葛飾支部

八潮ネクス株式会社 社 葛飾区東立石2の5の16▽03・3694・0973▽一般貨物(普通車20台)

◆足立支部

五島海運株式会社 足立区入谷5の16の6▽03・5838・2855▽一般貨物(普通車5台)

◆TDN株式会社 足立区西保木間1の18の14▽03・3883・4030▽一般貨物(小型車18台)

日程ボード

〔9月16日〕

16日(火) 10時 取扱事業・積合専門部会全体会議(東ト総合会館) 13時30分 総務委員会(同)

19日(金) 10時30分 鉄鋼専門部会役員会(東ト総合会館) 13時 同安全環境委員(同)

24日(水) 東ト協街頭指導活動統一実施日

港周辺における違法駐車車両撲滅キャンペーン

22日 女性部正副本部長会▽同幹事会▽東京都・杉並区合同総合防災訓練調整会議

25日 新宿支部正副支部長など支部長部と大高会長および支部長副会長との意見交換会

事務局部長会▽九都県市合同防災訓練参加者説明会

26日 三組連絡会▽東京都・杉並区合同総合防災訓練参加者説明会▽鉄鋼専門部会安全環境委員会作業部会

30日 東京都・杉並区合同総合防災訓練に参加▽九都県市合同防災訓練に参加(9月1日)

長など支部幹部と大高会長および支部長副会長との意見交換会

九都県市合同防災訓練参加者説明会▽食糧専門部会委・粉委員会

28日 品川、深川各支部の正副支部長など支部長部とそれぞれ大高会長および支部長副会長との意見交換会

東京都・杉並区合同総合防災訓練、九都県市合同防災訓練事務局参加者説明会▽鉄鋼専門部会安全環境委員会作業部会

長など支部幹部と大高会長および支部長副会長との意見交換会

九都県市合同防災訓練参加者説明会▽食糧専門部会委・粉委員会

28日 品川、深川各支部の正副支部長など支部長部とそれぞれ大高会長および支部長副会長との意見交換会

東京都・杉並区合同総合防災訓練、九都県市合同防災訓練事務局参加者説明会▽鉄鋼専門部会安全環境委員会作業部会

今日から実践! 組合員27社の成功事例を掲載

事故防止対策のヒント

事故防止対策成功事例集

「もっと効果的な方法は?」「ほかの事業者はどんな対策をしているんだろう?」事故防止対策のそんな疑問にお答えします。

関交協・安全推進部では、小冊子『事故防止対策のヒント～事故防止対策成功事例集』を作成いたしました。関交協加入事業者27社のご協力を得てまとめたオリジナルの成功事例集です。

運行管理者のみなさまにご一読いただき、日頃の事故防止対策にお役立て頂ければ幸いです。

みんなが助ける みんなが助かる

関交協

関東交通共済協同組合

ご希望の方は、関交協・安全推進部まで

☎03-5337-1754

(月～金 9:00～17:00)

関交協 検索

アケセル君

No.753

芝罘☆友衛



都総合防災訓練に参加

東ト協



東京都トラック協会は、8月30日に行われた平成26年度東京都・杉並区合同総合防災訓練に参加し、大災害の発生時にも社会的使命である「ライフライン」の役割を果たす輸送機関として、救援物資の緊急輸送を実施した。

都総合防災訓練は、都内を震源とする強い地震が起き、特に杉並区で大きな被害が生じたとの想定で実施されたもの。東ト協は人員22人、杉並支部のトラック5台(2ト車)・協会車3台を動員し訓練に参加した。

同日はまず、緊急輸送訓練(緊急輸送路確保訓練)として、都救助物資備蓄倉

緊急輸送・給油訓練実施



▲燃料給油訓練
▲緊急輸送車両証発行手続き

あわせて同体育館に緊急輸送現地本部を設置して、輸送隊と通信連絡などを行い、円滑・迅速な物資受け入れを行う訓練を実施。緊急輸送された救援物資はボランティアの高校生などにより、物資別に同体育館内の集積所に搬入された。

また東日本大震災の教訓などから、昨年に続いて緊急輸送車両に対する燃料給油訓練を実施。都の指定給油所で、給油するまでの手続きなどを確認する訓練を行った。

一連の訓練終了後、彦田

九都県市防災訓練にも参加

東ト協は、8月30・31日および「防災の日」の9月1日の3日間におき、実施された第35回「九都県市合同防災訓練」に参加した。

救援物資を広域輸送

訓練は首都圏で直下型地震が発生したとの想定で行われ、東ト協は相模原市を幹線とする広域応援訓練に参加。延べ人員22人、多摩・世田谷支部のトラック延べ11台、2ト車8台・4ト車3台および協会車2台を出動させ、救援物資を運んだ。

昌昭副会長(緊急輸送システム検討委員長)が講評を行い、万一の事態でも「ラ」を運んだ。

さらに同日は、杉並区の要請により、救援物資を同区内の避難所に緊急輸送する訓練にも参加。出勤に当たり、杉並支部の飯田第一支部長が訓示した後、同支部のトラック6台(2ト車)が出動し、各避難所へ救援物資を運んだ。

「ライフライン」の使命遂行へ

「ライフライン」の役割を果たす必要がある旨、強調した。

大田支部大森分会 交通規制支援 ボランティア活動

警視庁が「防災の日」の9月1日に実施した大規模な交通規制訓練に、東ト協大田支部(佐藤雄平支部長)大森分会(菊池正浩分会長)の会員事業者が参加し、警察官に協力して交通整理や歩行者誘導などを行った。

同日の訓練は大震災の発生を想定して行われたもので、環状7号線の主要交差点20か所で午前9時から約5分間、都心に向かう車両を通行禁止とする「車両流入規制訓練」などが実施された。

この訓練に、大森警察署から交通規制支援ボランティアの認定を受けた。



警視庁 車両流入規制訓練に参加



彦田副会長(左)が講評。右は飯田支部長



物流経営士24人が誕生 業界の次代を担う人材に



東ト協は9月3日、東ト総合会館で第14期物流経営士課程の修了式を開催し、大高一夫会長が所定の全課程を修了した24人に対して、修了証書をそれぞれ授与した。

修了生は、全日本トラック協会の認定資格「物流経営士」に認定され、認定証が全ト協の藤原利雄常務理事から授与された。これにより、東ト協の講座で資格を取得した物流経営士は399人にのぼる。今期の修了生は東ト

協会の19人のほか、神奈川ト協・京都ト協の各1人、および東ト協職員1人、全ト協職員2人、関東圏以外からの受講は今期が初めて。

修了証書の授与に続き、優秀賞や皆勤賞、精進賞の表彰が行われ、最優秀賞は中央連送の山本貴之氏が受賞した。

修了式であいさつに立った大高会長は、「物流経営士の諸先輩の多くが、業界のけん引役として活躍している。学んだ知識や仲間同士のネットワークを、事業の発展と業界のレベルアップに大いに役立てていただきたい」と述べた。

引き続き、カリキュラム検討会議・修了認定会議委員を務めた、岡田清成城大名誉教授と武田正治東京都市大学名誉教授が祝辞を述べた。

修了生は次の通り(敬称略、カッコ内は会社名)。

浅木伸彦(マルシン運輸)▽阿部大輔(竹内運輸工業)▽池田純也(日本ロジテム)▽井上豪(東ト協)▽遠藤昌光(多摩運送)▽久下敦子(東京港運送)▽久保貴之(西多摩運送)▽小林誠(三鷹運送)▽近藤智平(夏島運輸・神ト協)▽鈴木剛志也(OSO・京ト協)▽鈴木知則(鈴直商事)▽高木隆光(高木運輸)▽高山隼(トト)▽武田宗晴(全ト協)▽出口一夫(エステイシシステム)▽得田友則(多摩運送)▽沼野さおり(東江運輸)▽藤井富仁(エス・ジーホールディングス)▽本間圭介(全ト協)▽本間順一郎(千代田運輸)▽山口昌孝(日本運輸機構)▽山本貴之(中央連送)▽山本由起子(富士陸送)▽山本圭朗(西多摩運送)

●保安基準大幅改正・改訂 発売中!!

改訂20版 (平成26年4月刊)

保安基準ハンドブック

定価1,620円(税込)

平成26年版(7月刊)

自動車六法

定価 5,940円(税込)

(株)輸送文研社 <柏林書房>

TEL.03-3861-0291(代) FAX.03-3861-0295

ふと思いついたことがある。2011年、第4回ヨコトリのことを書いた当欄の記事で、美術愛好家で一家言の持ち主の先輩が、「そのような明日にはゴミになるかもしれない作品に、付き合っていられない」といふもなかつたことを書いた。

イギリスのアーティスト作家マイケル・ランディが彼自身のすべての持ちもの、出生証明書から家族との思い出の品々、車など7227点を壊して捨て、そのことを作品として発表した、そのアート・ピンが、ヨコハマトリエンナーレ(ヨコトリ)・メインエントランスホールに据えられたのだ。

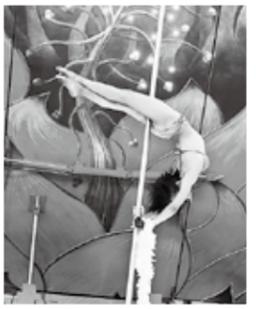
「台湾移動舞台車」は、メイン会場の横浜美術館を入ると、まず立ち現れるのは、吹き抜けの天井に届きそうな巨大なゴミ箱である。アート作家たちのための、過去の作品や失敗作を捨てるアート・ピン(アートのゴミ箱)なのだ。

「台湾移動舞台車」は

「ゴミ箱」に入らない

ヨコハマトリエンナーレ2014

先輩によれば、年月を超えて輝きを増すものこそ鑑賞に堪えるアートである、というわけだ。しかし、ピエンナーレやトリエンナーレは、2年または3年おきに、現代に生きるアーティストが、世界中から、既存の美



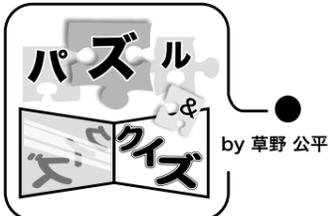
ボールダンスでお披露目



ステージトレーラ翼を広げ電飾が輝く台湾移動舞台車

【ヨコハマトリエンナーレ2014】

横浜美術館+新港ピア(+初黄・日ノ出地区、黄金町、象の鼻テラスなどで、連携プログラムも組まれている)
11月3日まで 10時~18時開場(第1・3木曜日休場)。入場料(カッコ内は創造界隈拠点連携プログラムとのセット券料金)：一般1,800円(2,400円)、大学・専門学校生1,200円(1,800円)、高校生800円(1,400円)



熟語のスケルトン

リストの漢字各2文字をピッタリの熟語となるように空欄のマスに入れます。リストの漢字を全部入れて、最後に二重マスにできる4文字熟語が答えです。

顧		生		
			男	
				長
耳			酸	
免				居
		関		
		引		

【リスト】

- 一回許化掃人日木録
- 過転証粧除芝用馬画
- 券取東風台車年月
- 炭素備品楽隠

【応募方法】

官製はがきに、①答え②あなたの住所・郵便番号③会社名④氏名⑤年齢⑥本紙へのご意見・ご要望を明記し、お送りください。正解者の中から抽選で3名様に図書カード(1,000円分)をプレゼント。
●宛先 〒160-0004 新宿区四谷3-1-8 (一社)東京都トラック協会 広報部「トラック時報」係
●締め切り=9月末日(正解は10月10日号に掲載)

☆インターネットでの応募も可能です。
http://www.totokyo.or.jp/
☆インターネット応募の場合、解答フォームをご利用ください。東ト協HPトップ「会員の方へ」をクリックし、次ページの「トラック時報パズル&クイズに応募」へ。
★8月10日号「数楽パズル」の正解は「17」でした。



マイケル・ランディ(イギリス)の「アート・ピン(アートのゴミ箱)」に、同トリエンナーレのアーティストリック・ディレクターを務める美術家の森村泰昌さんも自作を投げ入れた。



文と写真= 写真家・石黒健治
http://ishigurokenji.com

美術館に入り切れない作品を作って参加するお祭りである(今回は65組79人、作品400点)。それらは、明日にもゴミになることを恐れず、既存の権威や官制アカデミズムに反旗を掲げ、社会と精神の亀裂を告発し、時

代を切り開く作品であるはずだ。ヨコトリアは、2008年の第3回までは横浜港の倉庫などを使得、意欲的な取り組みを見せていたが、2011年の第4

この怪物は、ゴミ箱に入り切れない。大ききさることもながら、この舞台はひ弱なアートや、今回のテーマの「忘却」にも無関係で、世界の隅々で翼を広げ、海を渡り、どこまでも移動を続け、休むことはない。

回からメイン会場を横浜美術館として、アカデミズムに片足を突っ込んだ形となった。過去の作品を多く並べた美術館から、送迎バスで新港ピア会場へ行く。こちらのエントランスホールを、1台のトレーラが占拠している。出品作品を運んできたのかと思っていると、にわかにはトレーラの扉が開き、跳ね上がり...

ポケット

ちなみに、江戸時代の物価は?というところ、風呂屋が16文(132円)、残念ながら、木炭の単価はわからずです。木炭の材質はナラ、ブナ、カシ、クヌギなどが選ばれたようです。窯の中の温度差や冷まし時間、消し方などで、火持ちや

散策ルート「玉原越え」

石窯作り・炭焼きに挑戦

これで準備完了と思いきや、「雨が降ったらどうする?」との古老の一声で、はやる気持ちを抑えながら、急遽、ビニールシートを使い、雨よけ対策をしました。これで、いよいよ焼き入れする材を石窯に入れる作業となるのですが...。続きは次号で。

石窯の空洞は高さ2.5m。焼き入れする材が50本は十分に入るスペースです。炭にする材はハンノキです。火入れ口には作業をするための、6畳四方のスペースが必要で、最後に、焼き入れする材を1層程度に切りそろえておきます。

『上毛』の風

南 東風

着火の具合など、微妙に出来具合が違ってくるようです。実際、土地の古老の指導で、石窯作りにも挑戦してみました。傾斜を利用し、パズルの組み立てよろしく、極力、隙間のないようにするのがポイントです。そして、セメントを使用しつつ、石を積み立て、のぞき窓(石を外すだけ)、天辺には煙出し用に煙突を取り付けます。さらに90度に曲げた煙突の先には、酢酸を採るための竹の樋を取り付けます。

三丁目

今年、異常気象とやらで各地で災害が多い。そのうち雷も尋常ではなかった。昔から怖いものは「地震・雷・火事・親父」といわれるが、親父を除けば自然災害である。親父の威厳があった時代は親父の一喝は怖かった。地震・雷・火事と同列にあったことは確かである。今から約166年前の江戸時代後半の嘉永年間に『親父の小言』という「親父がいつた小言集」が出版された。親父の威厳がすっかり保たれていた時代である。この小言集には81か条の小言が記されている。小言といっても、重箱のスキをつつくようなものでなく、いわば人生訓、家訓であり、人の進路を指し示すものであった。幾つか拾ってみると、「火は粗末にするな」「朝機嫌をよくしろ」「朝早く起きろ」といったものであるが、中には「年寄りを勞れ(いたわれ)」「恩はどうかして返せ」など箴言としても通用するものもある。81か条は今日の的でないものもあるが、親父の存在がしっかりと定着していた。小言が小言として受け入れられた時代のことである(以上は、青春新書「親父の小言」を参照)。